

# 遺言書の書き方を教えて！

高齢化社会に伴い、相続のトラブルや親族間での遺産争いが増えている。いざというときに悔いを残さないために遺言書を作成しておきたい。

## 書式にのっとって正しく 作成することが肝要



「遺言の書き方を教えて下さい」との相談が届いたのだが、アラフォーの私はまだ「死」に対する実感は乏しく、一発回答できそうにない。正直、遺書と遺言の違いも分からないので、調べてみたところ「遺書は死ぬことに向き合った人間が思いを綴るもの、遺言は死んでからの要望をちゃんと実行してもらうために書面にまとめたもの」という違いであることが分かった。

遺書に書式はなく、思うことを思うがまま書き綴ればよいということになるが、遺言書については相続争いを未然に防ぐのが主な目的。そのため、相続人が自分の都合のいいように改ざんしたりしないように一定の書式が定められている。

遺言書は自分で作成する「自筆証書遺言」と「秘密証書遺言」、公証人が作成する「公正証書遺言」の三種があるが、財産に関する内容については、一般に左記の項目を記載する必要がある。

一、遺言書であることを明記する

二、誰に何を相続させるのかを明記する  
※土地や建物の場合は地番や家屋番号を、預貯金は口座番号などを記す

三、遺言執行者を指定する

四、作成日、遺言者を記し、押印する

三の遺言執行者というのは、遺言者がした遺言書の内容を実行することを職務とする人で、弁護士や司法書士、行政書士を指定することも多い。ちなみに四の作成日を

○月吉日と記して無効になる例が多いので注意が必要だ。

「自筆証書遺言」は全文自筆が必須でパソコンやワープロ打ちは不可。コストがかからず簡単に作成できるが、内容に不備があつて無効となる可能性や、相続人による破損や紛失、隠蔽、死後発見してもらえないといった危険性がある。

「秘密証書遺言」は遺言者が作成した遺言書を封書にして公証人に提出する。そのため紛失等の問題はないが、内容のチェックは行われないため、不備があると遺言が無効になる可能性がある。

「公正証書遺言」は公証人が作成するため、コストがかかるものの、内容の不備で遺言が無効になるおそれはなく、紛失等の問題もない最も安全な方法といえる。

このように各方式には一長一短があるので、遺言の作成の際には弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に相談するのがおすすめ。ただし、報酬額は各事務所やケースに応じて異なるので、事前に確認を。

なんの心配もなくこの世を去ることができればそれに越したことはないが、家族関係が複雑だったり、遺産額が大きかったりすると相続が円満に進まない場合がある。そんな可能性がわずかでもあるなら、プロに相談するのが一番いいというのが今回の結論。ちなみに私の場合、今ぼつくり逝ったところで、親族が争うような財産は何もない。嬉しいような、寂しいような。

監修／金沢みらい共同事務所。森欣史さん(司法書士・行政書士)が代表を務める「身近な法律手続きのアドバイザー」として遺産相続・遺言作成・債務整理、会社設立、不動産登記などを専門とする。現在、相続手続きや債務整理に関する無料相談を実施中。

<http://www.souzoku-help.net/>

0120-316-929